令和２年度東久留米市障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症に係るＰＣＲ検査等経費補助事業（概要）

資料５－３　②

１．目的

　重症化するリスクの高い方の集団で形成される障害福祉サービス事業所等において、従事者、利用者及びそれらの同居家族が、PCR検査で新型コロナウイルス感染症の陽性又は濃厚接触者と判定された場合に、行政検査（保健所による検査）として実施されるPCR検査の対象外となる従事者及び利用者に対し、医療機関の関与によるＰＣＲ検査を行う経費等を補助することで、早期に感染の状況を把握し、措置を講じることにより、当該感染症の感染拡大の防止を図るとともに、事業所等への効果的な支援を行うことを目的とする。

２．補助対象者

　　次のいずれにも該当する事業者

　①東久留米市内で、東京都知事から指定又は認可を受けた下記の障害福祉サービス事業所等を運営する事業者

　　　生活介護、短期入所、自立訓練、就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助（グループホーム）、

児童発達支援、放課後等デイサービス

　②障害福祉サービス事業所の従事者、利用者及びそれらの同居家族等が、保健所又は医師により、新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者と判定されていること

３．補助対象事業

陽性者

保健所による検査対象者

本事業による検査対象者

　　令和２年１２月１８日から令和３年３月３１日までの間に、

　　補助対象者が運営する従事者及び利用者に、ＰＣＲ検査を行う事業

　（行政検査として実施される検査を除く）

＜実施イメージ図（陽性者発生の場合）＞

４．補助対象経費及び補助金額

　① PCR検査費用：１人当たり上限２０，０００円

　② PCR検査実施手数料：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １事業所等当たりのPCR検査人数 | １人～25人 | 26人～50人 | 51人～75人 | 76人～ |
| 補助金額（上限） | １０，０００円 | ２０，０００円 | ３０，０００円 | ４０，０００円 |

　③ 鼻咽頭ぬぐい液採取手数料：１事業所等当たり上限３０，０００円

　④ 新型コロナウイルス感染症発生届作成手数料：発生届１件につき、上限４,０００円

　＜補助上限金額の計算例＞

　　小規模な事業所で従事者１０名、利用者１０名にPCR検査（鼻咽頭ぬぐい液の採取あり）を行い、陽性判定が出なかった場合

　　① PCR検査費用：２０，０００円×２０名＝上限４００，０００円

　　② PCR検査実施手数料：上限１０，０００円（PCR検査実施人数２０名の場合）

①＋②＋③＋④＝補助上限金額４４０，０００円

　　③ 鼻咽頭ぬぐい液採取手数料：上限３０，０００円

　　④ 新型コロナウイルス感染症発生届作成手数料：なし

５．申請及び検査実施の流れ

① 従事者・利用者・家族が陽性または濃厚接触者と判定

⑥ 事業者は、協力医療機関又は市から紹介を受けた医師会所属の医療機関と契約

⑦ 担当医療機関によるＰＣＲ検査実施

② 事業者は、行政検査の

対象とならなかった

従事者・利用者を把握

⑤ 市から事業者へ交付決定及び補助金交付

（概算払い）

がい

④ 事業者から

市へ交付申請

⑩ 事業者から

市へ実績報告

⑪ 市から事業者へ補助金額の確定及び差額の清算

③ 事業者から市へ連絡

(発生報告、対象者数、医療機関の調整等)

⑧ 事業者から市へ

検査結果(\*)を報告

⑨ 事業者から医療機関へ検査費用等の支払い

\* 陽性判定が出た場合は、医師による保健所への発生届提出及び保健所による陽性者への対応等が行われます。

６．本事業活用にあたっての留意事項

　（１）事業全般について

　　　・ 検査は、事業者が協力医療機関（地区医師会に所属する医療機関もしくは診療・検査医療機関に限る）又は市から紹介を受けた東久留米市医師会所属の医療機関と契約し、実施します

　　　・ 陽性者が発生した場合に備えて、あらかじめ事業所等における連絡体制や役割分担、人員体制の確保策、利用者の隔離、支援、搬送方法など必要と思われる事項を検討した上で実施してください

　（２）対象者について

　　　・ 症状がある方は、保険診療として医療機関を受診してください

　　　・ 行政検査（保健所による検査）の対象となる方は、本事業の補助対象外となります

　（３）検査の実施について

　　　・ 医師からの説明、指導を踏まえ、実施してください